

告 示

埼玉県告示第三百七十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年五月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二二―四一―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字下大谷沢字宮久保百八十五番一外九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百八・四八立方メートル

浸透効果量 ○・一一九三立方メートル毎秒